

国から示されている5年水張りルールにおける1か月以上の湛水管理(水張り)についてお知らせします。
5年水張りルールについては裏面をご確認ください。
内容は今後変更になることもありますのでご了承ください。

1 米沢平野土地改良区管内での湛水管理

米沢平野土地改良区管内において次の運用となります。

- 湛水管理をするほ場が決まった場合は
⇒関係維持管理組合の「水利係」か「班長」等に「対象ほ場」や「湛水期間」等について連絡
⇒了承を得てから用水する
- ※米沢平野土地改良区管内のみの運用です。

2 湛水管理の確認資料

○次の写真を含めた作業日誌を事務局まで提出してください。

- ・「撮影日」が印字された
- ・「湛水開始日」と「湛水最終日」の
- ・「ほ場全体」と「水口(水の取り入れ口)」の写真



作業日誌(例)



5年水張りルールに関する情報
／米沢市
https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/category/shigoto_sangyo/7/1/4078.html

○次に参考のひな型を用意しています。

- ・米沢市農業振興課(米沢市役所2階6番)窓口
- ・米沢市ホームページ(右のURLから確認できます。)

○Excel形式でも公開していますので、メール等で提出しても構いません。

3 その他

○水深等の基準

- ・水稲作付の場合と同等の湛水管理を行ってください(調整水田のようなイメージです。)
- ・雪解け水による湛水は認められません。

○部分的な水張りについて

- ・ほ場全体ではなく部分的に湛水した場合は認められません。

○収量の確認資料について

- ・連作障害による収量低下を確認するためのデータ等の収集は不要です。